

「倉敷市第三次環境基本計画（素案）」の
パブリックコメント集約結果（案）

「倉敷市第三次環境基本計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成 21 年 12 月 8 日告示第 683 号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

- 1 意見等の件数 1 人 1 団体 9 件
- 2 御意見の要旨と市の考え方
次ページのとおりです。
- 3 参考

意見募集期間 令和 2 年 10 月 28 日（水）～ 11 月 27 日（金）

倉敷市 環境リサイクル局 環境政策部 環境政策課

No.	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	大気環境の保全について（素案 P22, 【資料 1】P19） 『●現状と課題』の中で「微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについては、環境基準を達成していない状況があります。」とあるが、いずれも測定開始以来、環境基準未達成の状況が続いている。人々の健康を守るためには、環境基準の達成は必須である。未達成の状況と、10年後の目標値もわずか1.7%の上昇目標となっていることは、人々の健康を守る意識と現状認識が甘いと言わざるを得ない。 なぜ達成できないのかを検証したうえで、具体策を明確に提示する必要があると考える。列举された対策は、これまでも取組まれてきたものであり、それで環境基準を達成できていないということは、対策が不十分なのではないか。	大気汚染の状況については、様々な対策により、昭和40年代から改善されている項目が多いですが、光化学オキシダントについては、全国的にもほとんど環境基準が達成されていない状況にあります。また、今後、温暖化による気温上昇に伴う濃度上昇も示唆されているところです。 現在、国において、光化学オキシダント発生の原因物質及びその排出源の調査や越境汚染対策などPM2.5対策と併せての効果的な対策が検討されております。 市としましては、こうした知見をみながら光化学オキシダントやPM2.5成分などの原因物質の実態を調べるとともに、工場・事業場に対して、発生源の調査や原因物質の削減指導に更に取り組むことで、環境基準達成率向上に努めてまいります。 頂きましたご意見につきましては、今後の取組の検討において参考とさせていただきます。
2	廃棄物の発生抑制・再利用について（素案 P26, 【資料 1】P23） 『●現状と課題』では、「大量生産・大量消費型の経済社会活動が、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因となっている」と明記されており、まさしく同感である。 しかし、それに対する施策は、相変わ	現在倉敷市では「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」の改定中ではありますが、この中では、これまでのリサイクルを中心とした取り組みから、生産・流通・消費・廃棄といった一連の経済活動の各段階で、無駄をなくし、ごみになるものを作らない、買わないなどの発生抑制・排出抑制（リデュース）と、繰り返し使う（リユース）の2Rの取り組みを優先し、ごみを発生させない循環型社会の創造を目指していくこと

	らずの「マイバッグ・マイ箸運動や食品ロス削減の推進」にとどまっている。 廃棄物の削減に対しては、そもそもごみになるものの使用量，例えばポリスチレン製の食品トレーや過剰包装などを減らすことが必要であり，政策として取り組むことが重要である。 2021 年 1 月からレジ袋の全面禁止を条例化した京都府亀岡市のように，政策として使い捨て製品の削減を明確に打ち出す必要があると考える。	としております。 今後は，本計画の中で「3 キリ運動（水キリ，食べキリ，使いキリ）の推進」や「食品ロスモニタリング調査の実施」などの新規事業を施策として位置付け，持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを進めてまいります。
3	温室効果ガスの削減について（素案 P30【資料 1】P27） 『●現状と課題』で，「すべての市民・事業者・行政の各主体が，～」とあるが，水島コンビナートという大排出源を抱える倉敷市として，あまりにも規模の違いすぎるものを一律に書くのではなく，市民と事業者を分けて書くべきである。 コンビナートを抱える倉敷市の地域特性として，企業がどのようにエネルギーシフトできるのかが，重要である。そのために，企業にどのように促すのか，具体的な施策を盛り込むべきである。	地球温暖化対策においては，市民，事業者，あらゆる主体が，連携，協働して地球温暖化対策に取り組むための環境づくりが必要であると考えております。 素案P30の政策「温室効果ガス排出量の削減に努めます」についての施策は，市民生活に重点を置いた内容となっているため，事業者に対する施策についても，盛り込むことを検討してまいります。
4	温室効果ガスの削減に向けた環境指標と「めざそう値」について（素案 P30，【資料 1】P27） 市全体から排出される温室効果ガスの	「市全体から排出される温室効果ガスの削減割合」は，平成30年3月に改定した倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にて，国の計画と整合を図り，設定しております。

	削減割合が平成 25 年度比で、令和 12 年度に 11.6%削減となっているが、目標値が低すぎるのではないかな。 国が 2050 年に実質排出量をゼロにすると宣言しており、国の目標との整合性を取る目標値の設定を行うことが必要である。	国は、本年9月から「地球温暖化対策計画」の改定に着手しております。目標値の見直しにつきましては、国が改定する計画と整合を図りつつ、倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にて、検討したいと考えております。
5	再生可能エネルギーの利用促進について（素案 P32, 【資料 1】 P27） 『●めざそう値』で、公共施設の太陽光発電システム設置 kW 数が、現状（744.4 kW）から、10 年度の目標値（1,075 kW）は、少なすぎるのではないかな。 上述の 2050 年度実質排出量ゼロの実現のため、行政がより積極的に太陽光を含む自然エネルギー（再生可能エネルギー）を導入する姿勢を見せることで、市民への普及を促すためにも、大幅な増加目標を設定すべきであるとする。自然エネルギーの普及に不可欠である蓄電池の研究開発の最新動向等を行政が把握し、市民に適切に情報提供を行うことが必要である。	ご意見をいただきました項目であります、基本目標 5 「脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち」につきましては、温室効果ガスの排出削減対策である「緩和策」と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」の両輪で進めるべきであると考えており、施策「再生可能エネルギーの導入推進」を緩和策に位置づけ、基本目標全体を再考する方向で調整します。 また、公共施設の太陽光発電システム設置の目標値及び蓄電池などの最新の動向につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	地域特性に応じた適応策の実施について（素案 P33, 【資料 1】 P30） 基本目標 5 に、「南海トラフ大地震への備え」が記載されているが、気候変動に伴って発生する集中豪雨と大地震	「南海トラフ大地震への備え」及び「コンビナート災害への備え」につきましては、気候変動が直接的要因ではないと考えられるため、本計画には、記載しない方向で検討いたします。 また、「気候変動による集中豪雨等について

	は、その発生要因が違うので、その適応策をより効果的なものにするためにも分けて記載すべきである。 大地震に関しては、倉敷市の大部分は、干拓や埋め立てによって比較的新しい時代に造成され、軟弱な地盤かつ海拔が低い地域特性があり、液状化や津波への適応策を明記すべきである。さらに、巨大コンビナートが立地する自治体として、コンビナート災害に対してどう取り組むのか、その対策が欠落しており、追加すべきである。 集中豪雨に対しても、なぜ気候変動によって集中豪雨がもたらされるのかといったことを市民が学ぶ機会を提供するなど、より自分事として考え、行動につなげる取り組みが必要である。	市民が学ぶ機会の提供」につきましては、素案P34「共通目標」の政策「環境意識を持ち行動できる人を育てます」に含めておりますので、こちらで施策を推進していきたいと考えております。
7	水環境、大気環境の保全について（素案P40，【資料1】P35） 現状で河川の水環境基準適合率が7割を超え、汚水処理人口普及率が9割を超える（P22）なかで、生活雑排水が直接河川を汚濁しているとは考えにくい。 しかし、下水処理場の負荷を減らすために、台所から流れる汚れを押さえるために油をふき取るなどの行動を促すことは有効である。市民に正しい情報を伝え、行動変容を促すべきではないか。 第4章「市民・事業者に求められる	ご意見のとおり、現状では生活排水が水質汚濁へ大きく影響しているとは考えておりませんが、市民に意識して取り組んでいただきたい行動の一つとして考えておりますので表現について再検討いたします。 また、環境学習等において、正しい情報提供・発信をし、行動変容につながるよう努めてまいります。

	取り組み」基本目標 3 の中で、「家庭から排出される生活雑排水（台所や風呂場からの排水）が、河川や水路の汚濁の大きな原因になっていることを認識しましょう。」とあるが、これは 1970 年代の富栄養化対策の情報を見直さず、情報発信していると感じた。絶えず現状を見直したり、正しい情報を発信することに努めてもらいたい。	
8	地区別の重点取り組みについて（素案 P44～45, 【資料 1】 P39～40） 地区別に、「市民が意識して取り組む行動」, 「事業者に求められる取り組み」を書き込むこと自体が不適切である。 地区別に書かなくてはいけないのは、政策課題である。倉敷市が、政策として取り組むべきことを明確に書くべきである。安易に市民の努力に転嫁するのはやめてほしい。	第 3 章の市の施策と第 4 章の市民・事業者の取組はセットで考えており、行政・市民・事業者協働のもと、環境保全に努めていきたいとの考えで、記載しておりますので、ご理解ください。
9	倉敷市第三次環境基本計画は、「倉敷市環境基本条例」第 3 条に掲げる基本理念にのっとった計画とのことだが、計画（素案）の内容では、玉島ハーバーアイランドで行われている現在の開発の在り方とあまりにもかけ離れた内容だと思う。	計画には、玉島ハーバーアイランドに特化した施策（方向性）は記載しておらず、市全体の施策（方向性）を記載しております。いただいたご意見は参考にさせていただき、岡山県、倉敷市それぞれの管轄のもと、可能なものは対処してまいります。

令和 2 年度第 2 回倉敷市環境審議会「検討」と回答したご意見・対応

※ご意見欄につきましては、表現と一部異なる部分もありますが、要約した内容を記載しておりますので、ご了承ください。

No.	ご意見	対応
1	今回の計画は、「社会情勢の変化を踏まえ、SDGs の理念や防災・減災の視点を取り入れた」ことがポイントとなっているが、防災・減災の視点がどのあたりに入ったか説明を加えてほしい。（例えば 8 ページの図の中など）	9 ページ「3. 防災・減災の視点」という項目をつくり、説明を加えた。 また、第 3 章において、防災・減災に関わる施策の概要に（防を記載し、視点が分かるようにした。（パブリックコメントの素案に反映済）
2	P26～P29 の政策（廃棄物の発生抑制・再使用、分別・リサイクル）について、SDGs の目標 14（海の豊かさを守ろう）のみ記載されているが、目標 15（陸の豊かさを守ろう）も入れるべきではないか（目標 14 と 15 はセット）。目標 14 だけ入れるのであれば、その目的を明記すべきではないか。	P26～P29 の政策に「目標 15」を加えた。 また、P26～27 の施策の概要に、『内陸部から河川を通じて流入する「海ごみ」の発生抑制のため、普及啓発及び実践行動の促進に努めます。』を加えた。
3	P40「水環境・大気環境の保全のために」の「川や海にごみを捨てないで、持ち帰りましょう。」について、道路などのごみが川や海に流れ込み、結果的に水を汚すことになるので、それが分かるような表現を入れてはどうか。	表現を次のように修正した。 「陸のごみが川や海に流れ込み、水を汚す結果となることを意識し、ごみの持ち帰りなどの行動につなげましょう。」
4	P40「水環境・大気環境の保全のために」の「ごみや落ち葉などの屋外での焼却、歩きタバコをやめましょう。」について、軽微な焚火などは法の一部適用除外があるので、これを表記することにより、農業をしている方々にプレッシャーをかける形にならないか。	別の内容に変更した。 「自動車などを駐車、停車するときは、不要なアイドリングをやめましょう。」（パブリックコメントの素案に反映済） ※歩きたばこについては、P40「生活環境の確保」の「ポイ捨て」に包括の考え。
5	P41「廃棄物の発生抑制」の「トナーカートリッジやプリンターインクなどは詰め替え可能な製品を選びましょう。」について、最近では、詰め替え可能でなくても、回収・リサイクルしているメーカーがほとんど。いろいろな人に受け入れられるような書き方にした方がよいのではないか。	別の内容に変更した。 「使い捨て品（例：紙コップ、割り箸、使い捨て弁当容器等）を繰り返し使えるものに替えましょう。」（パブリックコメントの素案に反映済）
6	P44～45「市民・事業者に求められる取組」について、あまりにも一般論すぎる。市民・事業者が意識を持てるような表現にすべきである。（インパクト、長期的な目線、これまでの取組）	原案＜未定稿＞をご確認ください。
7	計画中にある「次世代自動車（ガソリン・ディーゼル車以外）」と「低公害車」の表現が混在している。統一について検討してほしい。	「環境性能に優れた自動車」に統一した。
8	小田川の治水対策事業が進められており、「自然環境との共存」や「生物との共存」が含まれているので、防災の関係でどこか入るようであれば入れてほしい。	P15 の施策「多様な生き物が生息する自然環境の保全」の概要にある「貴重な自然環境を保全・再生するため、公共工事を実施する際には、希少野生生物の生息状況に配慮した工事を行います。」に包括する。